

浄化槽法第36条第2号で定める事項に該当しないものである旨の申出書

申請者、申請者の役員、政令に定める使用人及び法定代理人は、浄化槽法第36条第2号で定める事項のいずれにも該当しないものであることを申し出ます。

なお、この申し出が事実とことなっていることが判明した場合には、許可を取り消されても異存ありません。

年 月 日

南富良野町長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽法第36条第2号

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの